

中野区教育委員会会議録

令和3年第15回定例会

令和3年6月4日

中野区教育委員会

令和3年第15回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年6月4日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時38分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

子ども教育施設課長 塚本 剛史

文化国際交流担当課長 矢澤 岳

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第32号議案 中野区指定文化財の指定について

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 15 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

なお、本日は議決事件に関連して、文化国際交流担当課長の矢澤課長にご出席をいただいておりますので、ご承知おきください。よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

議決事件の審査を行います。

<議決事件>

入野教育長

議決事件、第 32 号議案「中野区指定文化財の指定について」を上程いたします。

初めに担当から議案の説明をお願いいたします。

文化国際交流担当課長

それでは第 32 号議案「中野区指定文化財の指定について」につきまして、ご説明申し上げます。

資料、「中野区指定文化財の指定について」をごらんください。

まず、文化財名としましては、旧豊多摩監獄表門。年代、大正 4 年、1915 年。1 棟。所在地につきましては、新井三丁目 37 番。所有者、中野区。文化財種別としましては、指定有形文化財ということでございます。

指定理由につきましては、大正期を代表する後藤慶二の現存する唯一の作品であり、また、近代の新たな建築様式を模索し始めた明治末から大正期の建造物であり、わが国の煉瓦造建築の技術的・意匠的到達点を示すものとして、極めて重要である。また、戦災をくぐりぬけ残されていることも、地域の遺産として貴重であるということで、指定文化財として指定する必要があるためということでございます。

まず、この審議対象である旧中野刑務所正門の取扱いにつきましては、以下これまでの経緯を再度繰り返し説明いたしたいと思っております。

まず、平成 31 年 1 月この正門につきましては、現地での保存として決定いたしました

が、曳家・移築を含めた多角的な検討をするべきではないかという議会でのご議論がございました。

その後、令和元年度に実施しました、旧中野刑務所正門の学術調査によると正門の曳家については技術的に可能であることがわかり、当初の方針決定に係る前提の一部に変更が生じ、取扱いについて再検討を行うことといたしました。

令和元年12月、区長は正門に係る文化財的価値並びに保存及び公開について教育委員会に対し意見の聴取を行い、教育委員会は区からの意見聴取を受けまして、令和2年1月に文化財保護審議会に対し、正門の文化財的価値並びに保存及び公開について諮問を行い、令和2年7月に文化財保護審議会からの答申を受けました。

令和2年9月、教育委員会は文化財保護審議会の答申を踏まえまして、区長に回答を行い、令和2年11月、「旧中野刑務所正門の取扱い方針（案）」を議会報告の上、様々近隣住民に対し説明会を実施したところでございます。

区としましては、文化財保護審議会の答申における正門の文化財的価値並びに保存及び公開の考え方、教育委員会からの正門の取扱いに係る意見、説明会に出た区民の意見等を踏まえまして、改めて正門の取扱いについて再検討を行った結果、今年の1月、曳家により移築し、旧法務省矯正管区敷地内の西側において、保存と公開を行っていくことを決定いたしました。

その後、4月30日に開催されました教育委員会におきまして、旧中野刑務所正門の中野区文化財としての登録、もしくは指定の是非について、中野区文化財保護審議会へ諮問することが決定され、5月24日付で中野区文化財保護審議会より答申が提出された次第でございます。

経緯については以上でございますが、中野区文化財保護審議会より提出されました答申をごらんください。

答申内容といたしましては、旧豊多摩監獄表門を中野区指定有形文化財候補とするものでございます。候補とする事由につきましては、別添、「中野区文化財指定調書」に記載されておりますので、今から概略を説明いたしたいと思っております。「中野区文化財指定調書」をごらんください。

名所、所在地、所有者、建築年につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、来歴としましては、江戸時代の小伝馬町牢屋敷の流れを汲む市谷監獄が明治43年に現在地に移され、豊多摩監獄となり、その表門として建造されたものでございます。同年

4月に起工、大正4年3月に竣工して、その後、豊多摩監獄は豊多摩刑務所、中野刑務所と名称を変えましたが、昭和58年に廃止され関東大震災、戦災の被害を受けずにいた表門を残して全て解体されました。敷地は現在中野区用地となっております。

設計者につきましては、司法省技師、後藤慶二を工事主任として横濱勉などこれに当たりました。

この後藤慶二につきましては、建築史上、近代建築運動のキーパーソンの1人として評価され、建築設計を芸術の域に導くために構造と意匠の関係の考察を深め、当時導入された鉄筋コンクリート構造の研究を展開し、その後の建築動向に大きな影響を与えた人物でございます。しかし、35歳で早くに亡くなられたこともあり、作品は少なく表門は後藤の設計による唯一残された建造物でございます。

次に、現状でございます。表門はイギリス積による煉瓦造平屋建てで、ほぼ南面に位置して配置しております。こちらの南面並びに北面については、腰折れ屋根による大きな妻面を見せております。写真1、2を後ほどごらんください。

また、屋根につきましては、2段目の下層部がスカート状に跳ね上がる独特の腰折れの天然スレート葺き屋根でございましたが、現在はカラー鉄板葺きに改変されております。

敷地は盛土され、建物は屋根材の変更ですとか新たな開口部の設置など、部分的に手が加えられているものの、建物の特徴である腰折れ屋根の外観と通路両側に部屋を配置した平面形式は創建時の様子をよく留めているところでございます。

次に、意匠の評価でございますが、意匠の特徴は主に外観に見られます。屋根は個性的な腰折れ屋根で南面は中央部に通路、両側には鉄格子のあるガラスの上げ下げ窓が配された左右対称の立面となっております。中央部の通路の出入り口は小口4段積の欠円アーチがあり、内側に向かって煉瓦を半枚ずつ段状に造作され、外壁部分もその段状に合わせた処理が見られます。写真4を後ほどごらんいただければと思います。

少し省略いたしますけれども、表門につきましては極めて単純な機能の建築でありながらも、外壁部分に凹凸を用いて変化を与え、表側と裏側の役割をそれぞれ表現するなど、極めて手の込んだデザインが展開されております。また、出入り口部分の段状の複雑な処理には土蔵の、また、正面扉の格子には伝統的な和のイメージなど、全体を通じて伝統的テイストの存在が感じられ、日本人建築家が西洋の模倣から脱しようとする大正期のモダニズム建築の先駆者といわれる後藤慶二ならではの特色が発揮されているところでござい

ます。

技術の評価につきましては、煉瓦の目地の断面が半円形状の覆輪目地ということ仕上げられております。写真9をごらんください。

施工も丁寧で、鉄筋コンクリート導入期における、最終段階の煉瓦建築として重要なものとなっております。

また、建築史上の位置づけということで、後藤慶二の設計した現存唯一の建造物としまして、学術的価値が高く、また、煉瓦造の建築技術の最も発達した大正煉瓦建築の数少ない遺構として貴重な事例であり、わが国の近代建築史上においても高く評価できるものでございます。

また関連する歴史的要素としましては、この豊多摩監獄は受刑者の更生に重きを置き、その後、行刑の近代化を推進する先駆的な役割を果たしたものでもございます。

指定すべき事由としましては、大正期を代表する建築家後藤慶二の現存する唯一の作品であり、西洋建築からモダニズム建築、現代建築という日本近代建築史の流れの中で、西洋建築の模倣からの脱却を図り、新たな表現形式の模索が始められた時期の数少ない遺構であり、建築史学などにおける学術的価値が高く、また中野区の近代の歴史遺産としての希少価値も評価され、指定有形文化財として後世に残し伝えていくことが必要な文化財と判断されます。

また、わが国の近代におけるアイデンティティの発達を示す歴史遺産としても「哲学堂公園」などとともに有効活用が期待されるものでございます。

指定すべき種別につきましては、第一 中野区指定有形文化財。(一)建造物。指定範囲につきましては、約260平方メートル。現行管理の周辺縁石部分である、南北約13メートル、東西約20メートルの範囲としているところでございます。指定調書には、5ページに位置図、敷地内配置図、それから先ほど幾つか申し上げました豊多摩監獄表門の写真の数々が、12スライド載せているところでございます。

また最後に指定範囲というところで、現在の縁石範囲を示しているところでございます。

このほか答申の付帯意見につきましては、こちらにも別添にはなりますけれども、「中野区文化財指定に際しての付帯意見」をごらんください。こちらが、文化財保護審議会が出された付帯意見でございます。

まず1、文化財名称について。当該建造物は「旧中野刑務所正門」と呼ばれております

が、これは歴史上当該施設の最終名称を付して今日に至ったものでございます。

文化財指定をするに当たりましては、後藤慶二の設計した創建期の名称を尊重し、「旧豊多摩監獄表門」とするものでございます。

2、今後の保存活用について。今回、中野区において正門の保存及び公開、そして平和の森小学校新校舎における良好な教育環境の確保との両立を図るため、曳家保存する決定がなされました。中野区文化財保護審議会としましては、曳家により当該建造物の文化財的価値が著しく低下することすることはないという判断に至ったことから、中野区有形文化財（建造物）として指定するに値するという答申をするものでございます。

ただし、今後行われる曳家保存に係る基本計画・保存活用計画等の策定に際しましては、真正性を重視し、建築史等専門の学識者の意見を取り入れるとともに、基本計画・保存活用計画・基本設計・実施設計・施工に際しましては、文化財建造物の専門業者に委ねる必要があるということで、付帯意見を出されているところでございます。

以上により、旧豊多摩監獄表門につきましては、文化財的価値が高く、また地域の遺産としても貴重であるため、中野区指定文化財としての指定につきまして議案を提案いたしましたところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

諮問するときにも確認させていただいたと思うのですが、今までのいろいろな事情があって、平和の森小学校の新校舎ができるのが随分延びてきたという経緯がありますが、むしろ指定文化財として指定されることによって、よりスムーズに新校舎の建築が進むということを回答いただいたように思っておりますけれども、もう一度その点だけ確認させてください。

子ども教育施設課長

今回、この門が文化財指定を受けるという形になりましたならば、それに基づいて今後の学校敷地における新校舎整備の具体的な関係機関協議も進めていけることとなります。そうした中で、今までは割と明確な位置づけがない中だったところが、今回、明確に位置づけられることになれば、より詳細な今後の整備スケジュールですとか、そういったとこ

るも具体的に検討していくことができますので、学校の早期開設に向けての詳細の検討にも、私たちとしても入っていけると考えているところでございます。

田中委員

今まで大分長い期間延びてきましたので、またこれ以上さらに延びないように、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

あと、もう1点よろしいでしょうか。文化財の指定をするときに、ただ残すだけではなくて、その地域の中でそれを活用することが、今求められているということを説明いただきましたけれども、現時点でどんな活用方法を考えているのか教えていただければと思います。

文化国際交流担当課長

平成31年の国の文化財保護法改正におきまして、これまでも文化財の保存及び活用ということであって来たところではありますが、よりその活用に向けた形で、地域を巻き込んだ形での活用方法ですとか、そういったところに主眼をおいた形での改正がなされたところでございます。

それを受けまして、中野区におきましても保存だけではなくて、しっかりとその活用していただく部分につきましては、今後、より重きを置いて検討する必要があると考えております。

現時点での検討状況におきましては、今年度から正門に係る保存活用計画なるものを策定する予定でございますので、それをもとにまた今後、実際どういった形で区民の方々、あるいは対外的にお示ししていくのか検討が図られるところでございます。

伊藤委員

今お話がありましたように、平和の森小学校の建築がなかなか進まないということがあるのですけれども、土地の取得というところにもずっと時間がかかっている、今回、土地が取得できて中野区のものになったので、こういった指定もできるという理解でよろしいですよ。

ですので、ここからは本当にスムーズに学校の建築も進むといいなと思っておりますし、その間のできる限りのことというのを、やはり教育委員会としては、子どもたちの教育環境を保障するために考えないといけないなと思っております。それが1点です。

2点目は、今、調書を拝見してとてもよくわかりました。特に覆輪目地ですとか建築史上の位置づけですとか、ほかに代えがたい部分があるという、建築史的な、あるいは近代

化のアイデンティティの発達ということで、価値があるということですので、ぜひそう
いったことも今後は区民の方々、あるいは区以外の方々にも知っていただけるような、そ
ういう意味で有効な活用ということを考えていただけると残した甲斐があるということに
なると思いますので、その点もお願いできるといいのかなと思いました。

以上です。

岡本委員

ご説明ありがとうございます。確認といたしますか、付帯意見の今後の保存活用の一番
最後に「専門業者に委ねる必要がある」というところがあります。委ねるのはどんなふう
に委ねるのかなというところで、保存活用の一番上には平和の森小学校の良好な教育環境
の確保との両立を図ることが前提にあると思うのですけれども、このあたりを専門業者の
方にどう共有されていくのか。あるいは関わりながら計画をつくられていくのか。このあ
たりを確認させていただきたいと思います。

もう一つが、良好な教育環境の「良好な」というのが、具体的にどうなるのかが、もし
かしたらそれぞれの人によってイメージが今後変わってくるのかなという気もします。全
く切り離れたほうがいいとおっしゃる人もいれば、せつかく近くにあるのだから重要な教
育の内容として、コンテンツとして学校でも教えるべきだとおっしゃる人もいるかもしれ
ません。先ほど地域における活用ということもおっしゃいましたけれども、地域に学校も
含まれると考えれば、学校でもそれなりに触れなければいけないのかなとか。このあたり
は今後教育委員会としても考えていくことなのかなと思いました。2点目は感想です。

文化国際交流担当課長

こちらの付帯意見の2番のところ、一番最後の行で「文化財建造物の専門業者に委ね
る必要がある」ということで、もちろん岡本委員がおっしゃいましたとおり、私たち文化
財担当だけで完結する話ではなくて、教育施設、平和の森小学校新校舎をするに当たっ
て、互いに意見交換をしながら、ともに遅れることなく進めていく必要があります。意見
交換をしつつ、こちらの文化財建造物の専門業者に委ねるということで、実際の設計です
とか施工に当たりましては、競争入札という形になるのかなと考えておりますけれども、そ
の中でも文化財を守ってくれる、大事にしてくれる、また文化財の観点から建造物を保存
して、あるいは補修、補強していく。そういった観点が非常にほかの建築物とは異なりま
すので、そういった趣旨を込めて、こういった文化財建造物の専門業者に委ねるとい
うところで意見をいただいたと聞いております。

村杉委員

現在の平和の森小学校の子どもたちが仮校舎でどのような生活をしているのか、教えてくださいませんか。

子ども教育施設課長

現在の平和の森小学校でございますけれども、仮校舎ということではなくて、もともとあった野方小学校の校舎を平和の森小学校として、統合時以来使っている状況です。

ただ、児童数が増えている中で、必要な教室数を確保するために増築を行い、昨年度より運用を開始してございます。併せて校庭を一部別の箇所に、今回の矯正研修所跡地の一部を使用して、第2校庭も整備しながら現在運用しているところでございます。

今年度に関しましては、近隣の平和の森公園の多目的運動広場も学習活動の中で使用できるように、学校と公園の指定管理者と現在調整をしながら、場面、場面で使っていただけるように、そういった手配をしているところでございます。

村杉委員

新校舎を待つ子どもたちが、いい環境でそれまで過ごせますようによろしくお願いいたします。

田中委員

一つ最後に確認なのですが、さっき岡本委員も言われましたけれども、文化財の活用についてですね。特に子どもたちに教育面での活用というところについては今後も、先ほど担当課長がこれから具体的ななということをお話されておりましたが、教育委員会としっかり密に連携をとって検討していただきたいと思っております。

以上です。

伊藤委員

前にもお話が出たかもしれませんが、1点だけ確認です。名称のほうは価値があらわれたというか、創建時の名称で指定がされるということなのですが、大体、文化財というのはそのようにするのが慣例というか普通のことというか、必要なことなのか、確認です。

文化国際交流担当課長

この文化財の指定登録時に、やはり一般的には創建時の名称、建てられたときの当時の名称が採用されるケースがほとんどであるということで、例えばほかの刑務所も、網走刑務所ですとか、あるいは奈良少年刑務所の事例も、旧網走監獄ですとか、旧奈良監獄です

とか、そういうふうに使われておりますので、文化財の一般的な考え方としまして創建期の名称を大事にするということで、今回、旧豊多摩監獄表門という表記をしたところでございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは質疑を終結いたします。

簡易採決の方法による採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 32 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

ここで文化国際交流担当課長はご退席ください。ありがとうございました。

(文化国際交流担当課長 退室)

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事案はありませんけれども、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

村杉委員

今週医師会で園医・学校医の委員会がありました。今回いろいろ学校が統合していくことで、500 名以上の学校には補助の医師をつけていただくということになっておりますが、例えば、耳鼻科の先生はかなり人数が少ないために、お一人で担当校がたくさんあります。そこに加えてまた補助に入ることになりますと、なかなか日程の調整が難しいものですから、健診の予定を立てていただきますときに、学校医の先生と、加えて補助の先生の日程もよく聞いていただいて、調整をしていただくようお願いしたいということでよろしくお願いいたします。

もう 1 点、iPad の教育に関して耳鼻科の先生からお話がありましたが、子どもは 75 デシベルの音量で、1 週間に 40 時間以上音を聞くと難聴のリスクがあるということで、今、75 デシベルのリミットのついたヘッドフォンなんかもあるようです。今後の健康の影

響に関してもご検討いただければと思います。耳鼻科の先生からそのようなお話がありました。

以上です。

入野教育長

眼科の先生からもいろいろお話をいただいておりますし、耳鼻科の先生からもいろいろご指導もいただいておりますので、今後教育委員会としても、しっかりと学校にも伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

田中委員

今のことに関連してなのですけども、i P a dが順調に配布されていて、お母様方からいろいろ意見ではないのですけれども、どうなっているのでしょうかという話を伺うことがあります。壊れたときどうしたらいいのだとか、自分たちで直さなければいけないのではないのかとか、それからもう少し、今ちょうど難聴の話も出ましたけれども、使用時間をきちんと明確に示してくれないと、なかなか家で子どもたちに伝えられないとか。そんな意見を伺うことがあったのですけれども、実際に学校現場でどんな形でその辺を対応しているのか、あるいは教育委員会のほうにもそういう声が届いているのか、その辺教えていただければと思います。

学校教育課長

修理の件につきましては、通常の使い方をしていて、そして故障が起きた。そういったときにつきましては、特に何か負担を求めるといようなことはございません。

ただ、例えば故意にですとか、あるいは通常考えられないような、そういうような利用をした場合に関しては、ご負担をいただく場合もあり得ますといような、そういう注意に関しましてはお配りするときに周知をしているところではございます。

指導室長

使用時間につきましては、各学校、小中学校ともにSNSのルールを定めております。その中で、何時以降は使わないですとか1日の使用時間の目安等は決めているところでございます。

また、各家庭でも保護者と児童・生徒がしっかりと話し合った上で、それぞれの家庭での使い方、ルールを定めて使うようにということで、学校のほうからお話をさせていただいているところなので、またi P a dが入りましたので、宿題等でも活用が少しずつ進ん

でいるようですので、そのあたりも各学校で工夫をしながら、保護者と連携をしながら進めていっているところがございます。

田中委員

多分それぞれのご家庭でのいろいろな方針とかもあって、いろいろ思いも出てくると思いますので、現場で丁寧に対応していただければと思います。

よろしくお願いします。

岡本委員

今のお話に関連して、家庭の教育力の低下と言われればそれまでなのですが、正直なかなか難しいところもあるのではないかなと思います。ルールは決めているのですけれども、「もうちょっと」「これだけ」「あと少し」となってしまうことがあったりして、その場合に子どもに親がどれだけ言えるのかというのも、正直難しいところもありますので、依存症とかもゆくゆくは可能性として考えられますので、そういう相談機関とかもありますよというのを保護者に併せて周知をしていただけると、ちょっと安心できるのかなという気はしました。

どうしてもやはり学校とかに言うと、「それはあなたがしっかりしていないからだ」と言われるのではないかという気がするのですよね。そうなのですけれども。それだと家庭が余計しんどくなってしまうので、第三者とか相談機関とかもありますよと言っていただくと、ちょっと安心できるかなと思いました。

以上です。

伊藤委員

相談機関ということまでいなくても、スクールカウンセラー、メンタルヘルスの専門家が、各学校におられますので、そういったことの対応、特にお子さんへの声かけを個別にどうしたらいいかというようなことですか、学校のルールとの整合性とか、個別具体的なことに関して、時間をとって一番身近に話せるのがスクールカウンセラーではないかなと思いますので、そういう視点もぜひ忘れないで活用していただけるといいのかなと思いました。

よろしく願いいたします。

入野教育長

恐らく今までは、機器についてのいろいろなご質問のほうが多かったと思いますけれども、大分学校で活用し始めていますので、そういったいろいろな諸々の質問・疑問も出て

くるかと思えます。

今、伊藤委員からスクールカウンセラーというお話もありましたけれども、教育相談室もそういう一面を担っておりますので、広く周知していこうかなとは思っております。

ほかに発言がなければ、委員活動報告を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

次に、事務局から報告事項はございますでしょうか。

子ども・教育政策課長

緊急事態宣言の延長に伴う、子ども教育部教育委員会事務局における対応について、口頭にてご報告させていただきます。

緊急事態宣言が6月20日まで延長されましたので、区立図書館につきましては、引き続き館内の滞在時間を60分以内とし、混雑時は利用を制限いたします。中央図書館の開館時間につきましては、午前9時から午後8時までとし、通常よりも1時間早い閉館を継続いたします。また、地域開放型学校図書館3館につきましては、引き続き、貸出し、返却のみの利用とさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。

指導室長

指導室からは、各幼稚園長そして小中学校の校長先生方に5月31日付で通知を出させていただいております。これまでの対応と大きく変わることはございませんが、改めて感染予防対策を徹底しながら教育活動を実施すること。そして学校行事等につきましては、一つの会場で密になるような大規模な行事、集会等は開催しないということで伝えてございます。

併せまして、土曜公開も6月に予定しているものについては、保護者等の参観はしないということで通知をしております。

また、運動会ですが明日、春の運動会を予定している学校が4校ございます。これまで実施をした学校、統括指導主事や指導主事が訪問をして視察を行っておりますが、子どもたちも非常に意識が高く、走るときはマスクを外しますけれど、それ以外はきちんとマスクをして密にならないような状況で活動しておりますし、各学校も時間をかなり区切りまして学年ごとの競技を行い、その時間はその学年の保護者の参観をしてもらおうといったような形で、これまで無事に実施ができています状況でございます。

また、部活動についてですが、こちらも残念ながら原則中止ということで通知を出して

おります。ただ都大会等に出場するというようなことで、どうしても練習が必要な場合は、引き続き感染対策を十分行い、保護者の了承を得た上で、子どもたちが参加をして活動するという形で実施をしてございます。

私からは以上です。

学校教育課長

私からは軽井沢少年自然の家につきまして、緊急事態宣言の延長によりまして、20日までの休館を継続することとしてございます。

また、この間の小学校の移動教室も延期をする予定でございます。

私からは以上でございます。

入野教育長

運動会については、熱中症の心配もございますので、併せてご指導いただいているところでございます。

ただいまの報告につきましてご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

学校で、子どもたちの意識が高いというお話で大変よかったなと思います。

通勤の際ですとか、他地区ですけれども、子どもの様子を見ることがあるのですけれども、意識ということがすごく大事なのだなと思ひまして、マスクをしていても実際は外しているとか、ずらしているとか、いろいろなことが起きがちなので、そういったところ、過剰にならない範囲で適切に意識して行えているというのは一番安心でありがたいことだなと。先生方のご指導、ご家庭のご指導に感謝いたします。

あとは、部活動は原則中止なので仕方がないのですが、期間が長くなってきたので、子どもたちにとっては精神的にも非常につらいのではないのかなと懸念しております。ですので、練習はできなくても、何らか、ミーティングもできないのかもしれませんが、部活等によっては、あるいはその部活動の中の活動によっては、普段の授業と変わらない感染リスクというようなこともあると思いますので、何かしら子どもたちのお互いのつながりですとか、モチベーションが維持されるように工夫をしていただけるとありがたいなと思いますので、そういったご支援のほうもお願いできればと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に事務局から次回の開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

今回は、6月11日金曜日10時から当教育委員会室にて開催いたします。

以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第15回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時38分閉会